

官報

号外

平成二十八年一月二十一日

○第百九十回 衆議院會議録 第五号

平成二十八年一月二十一日(木曜日)

議事日程 第四号

平成二十八年一月二十一日

午後零時十分開議

第一 公職選挙法の一部を改正する法律案(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出)

○本日の會議に付した案件

国家公務員倫理審査会会長及び同委員任命につき同意を求めるの件

検査官任命につき同意を求めるの件

総合科学技術・イノベーション会議議員任命につき同意を求めるの件

公正取引委員会委員任命につき同意を求めるの件

国家公安委員会委員任命につき同意を求めるの件

個人情報保護委員会委員任命につき同意を求めるの件

地方財政審議会委員任命につき同意を求めるの件

電波監理審議会委員任命につき同意を求めるの件

公安審査委員会委員任命につき同意を求めるの件

件

平成二十八年一月二十一日 衆議院會議録第五号

国家公務員倫理審査会会長及び同委員任命につき同意を求めるの件等十五件

午後零時十二分開議

○議長(大島理森君) これより會議を開きます。

○議長(大島理森君) お諮りいたします。内閣から、

国家公務員倫理審査会会長及び同委員検査官

総合科学技術・イノベーション会議議員

公正取引委員会委員

国家公安委員会委員

個人情報保護委員会委員

地方財政審議会委員

電波監理審議会委員

公安審査委員会委員

労働保険審査会委員

中央社会保険医療協議会公益委員

社会保険審査会委員

運輸審議会委員

運輸安全委員会委員長及び同委員及び

公害健康被害補償不服審査会委員に

次の諸君を任命することについて、それぞれ本院

の同意を得たことの申し出があります。

内閣からの申し出中、

まず、

国家公務員倫理審査会会長に池田修君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与

えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、同意を

与えることに決まりました。

次に、

国家公務員倫理審査会委員に潜道文子君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与

えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、同意を与えることに決まりました。

次に、

国家公務員倫理審査会委員に前田新造君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、同意を与えることに決まりました。

次に、

検査官に柳麻理君を、

総合科学技術・イノベーション会議議員に小谷元子君を、

公正取引委員会委員に三村晶子君を、

国家公安委員会委員に木村恵司君を、

個人情報保護委員会委員に丹野美絵子君を、

地方財政審議会委員に鎌田司君及び宗田友子君を、

電波監理審議会委員に石黒美幸君及び林秀弥君を、

労働保険審査会委員に鰐坂隆一君及び都築民枝君を、

中央社会保険医療協議会公益委員に田辺国昭君及び松原由美君を、

社会保険審査会委員に大谷すみれ君を、

運輸安全委員会委員に中橋和博君を、

同委員に石川敏行君、宮下徹君、中西美和君及び田中敬司君を、

公害健康被害補償不服審査会委員に鎌倉恵子君及び中山節子君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よつて、いずれも同意を与えることに決まりました。

次に、

総合科学技術・イノベーション会議議員に十倉雅和君及び上山隆大君を、

地方財政審議会委員に堀場勇夫君、植木利幸君及び中村玲子君を、

公安審査委員会委員に佐藤雅徳君を、

運輸審議会委員に原田尚志君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、いずれも同意を与えることに決まりました。

次に、

個人情報保護委員会委員に熊澤春陽君、宮井真千子君及び大滝精一君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、いずれも同意を与えることに決まりました。

次に、

個人情報保護委員会委員に熊澤春陽君、宮井真千子君及び大滝精一君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、いずれも同意を与えることに決まりました。

次に、

個人情報保護委員会委員に熊澤春陽君、宮井真千子君及び大滝精一君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、いずれも同意を与えることに決まりました。

次に、

個人情報保護委員会委員に熊澤春陽君、宮井真千子君及び大滝精一君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、いずれも同意を与えることに決まりました。

次に、

個人情報保護委員会委員に熊澤春陽君、宮井真千子君及び大滝精一君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、いずれも同意を与えることに決まりました。

次に、

日程第一 公職選挙法の一部を改正する法律案(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出)

○議長(大島理森君) 日程第一、公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長山本公一君。

公職選挙法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔山本公一君登壇〕

○山本公一君 たいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、国政選挙の選挙権を有しているにもかかわらず選挙人名簿に登録されないために国政選挙の投票をすることができない者が、投票することができるようになるために、選挙人名簿の登録制度を改める等の改正を行うものであるとあります。

本案の主な内容は、選挙人名簿の登録について、現行法上登録されることとなる者のほか、市町村の区域内から住所を移した年齢満十八歳以上の日本国民のうち、その者に係る登録市町村等の住民票が作成された日から引き続き三カ月以上登録市町村等の住民基本台帳に登録されていた者であつて、登録市町村等の区域内に住所を有しなくなった日後四カ月を経過しないものについても、行うこととしたしております。

また、同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した一定の者が当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有するものとみなすこととしたしております。

なお、本案は、選挙権年齢を十八歳以上へ引き下げることにする公職選挙法等の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとし、選挙人名簿の登録については、施行日後初めてその期日を公示される国政選挙に係る選挙時登録から適用することとしたしております。

以上が、本案の趣旨及び内容であります。

本案は、昨二十日、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会において、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもつて委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ速やかに御賛同いただきますようお願いを申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十一分散会

出席國務大臣

總務大臣 高市 早苗君
法務大臣 岩城 光英君
厚生労働大臣 塩崎 恭久君
国土交通大臣 石井 啓一君
環境大臣 丸川 珠代君
國務大臣 甘利 明君
國務大臣 河野 太郎君
國務大臣 島尻安伊子君
國務大臣 菅 義偉君

○議長の報告

(議決通知)

一、去る十四日、向大野事務総長から船田裁判官
弾劾裁判所裁判長及び中村参議院事務総長宛
て、本院は、裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予
備員を次のとおり補欠選任し、かつ、予備員の
職務を行う順序は頭書のとおりに決定した旨通知
した。

裁判官弾劾裁判所裁判員

泉 健太君(小沢鋭仁君の補欠)

同 予備員

第一 大塚 拓君(盛山正仁君の補欠)

一、去る十四日、向大野事務総長から森裁判官訴
追委員会委員長及び中村参議院事務総長宛て、
本院は、裁判官訴追委員会及び同予備員を次のと
おり補欠選任し、かつ、予備員の職務を行う順
序は頭書のとおりに決定した旨通知した。

裁判官訴追委員

奥野 信亮君(馳 浩君の補欠)
上川 陽子君(江崎鐵磨君の補欠)
宮本 岳志君(泉 健太君の補欠)

同 予備員

第一 井野 俊郎君(土屋正忠君の補欠)
第五 國重 徹君(吉村洋文君の補欠)

(選出通知)

一、去る十四日、本院は、檢察官適格審査会委員
及び同予備委員を次のとおり選挙した旨内閣に
通知した。

檢察官適格審査会委員

吉野 正芳君
同 予備委員 若狹 勝君(坂本哲志君の予備委
員)

なお、予備委員門山宏哲君は吉野正芳君の予備
委員とした旨内閣に通知した。

(指名通知)

一、去る十四日、本院は、日本ユネスコ国内委員
会委員に衆議院議員丹羽秀樹君及び同郡和子君
を指名した旨内閣に通知した。

一、去る十四日、本院は、国土審議会委員に衆議
院議員福井照君及び同北側一雄君を指名した旨
内閣に通知した。

一、去る十四日、本院は、国土開発幹線自動車道
建設会議委員に衆議院議員井上義久君を指名し
た旨内閣に通知した。

(委員推薦通知)

一、去る十四日、議長は、地方制度調査会委員に
次の議員を推薦する旨内閣に通知した。

一、去る十四日、議長は、国土審議会特別委員に
次の議員を推薦する旨内閣に通知した。

(北海道開発分科会)

堀井 学君 稲津 久君

(豪雪地帯対策分科会)

木村 太郎君 御法川信英君
漆原 良夫君

(離島振興対策分科会)

宮路 拓馬君 江田 康幸君

(通知書受領)

一、昨二十日、参議院議長から、国会において議
決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を
受領した。

平成二十七年年度一般会計補正予算(第1号)

平成二十七年年度特別会計補正予算(特第1号)

一、昨二十日、参議院議長から、次の法律の公布
を奏上した旨の通知書を受領した。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改
正する法律

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正
する法律

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する
法律

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する
法律

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改
正する法律
地方交付税法の一部を改正する法律
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を
改正する法律

(報告書受領)

一、去る十九日、国と地方の協議の場議長菅義偉
君から次の報告書を受領した。

国と地方の協議の場に関する法律第七條第一項
の規定に基づく国と地方の協議の場(平成二十
七年度第三回)における協議の概要に関する報
告書

(要求書受領)

一、去る十九日、内閣から、国家公務員倫理審査
会会長に池田修君を、同委員に瀧道文子君及び
前田新造君を任命したので、国家公務員倫理
法第十四條第一項の規定により本院の同意を得
たい旨の要求書を受領した。

一、去る十九日、内閣から、検査官に柳麻理君を
任命したので、会計検査院法第四條第一項の
規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受
領した。

一、去る十九日、内閣から、総合科学技術・イノ
ベーション会議議員に小谷元子君、十倉雅和君
及び上山隆大君を任命したので、内閣府設置
法第三十條第一項の規定により本院の同意を得
たい旨の要求書を受領した。

一、去る十九日、内閣から、公正取引委員会委員に三村晶子君を任命したので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。 一、去る十九日、内閣から、国家公安委員会委員に木村恵司君を任命したので、警察法第七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。	一、去る十九日、内閣から、労働保険審査会委員に鯉坂隆一君及び都築民枝君を任命したので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。 一、去る十九日、内閣から、中央社会保険医療協議会公益委員に田辺国昭君及び松原由美君を任命したので、社会保険医療協議会法第三条第六項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。	(常任委員辞任及び補欠選任) 一、去る十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 議院運営委員 辞任 補欠 橋本 英教君 青山 周平君 青山 周平君 橋本 英教君	(議案提出) 一、去る十四日、委員長から提出した議案は次のとおりである。 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出) 一、昨二十日、委員長から提出した議案は次のとおりである。 公職選挙法の一部を改正する法律案(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出)
一、去る十九日、内閣から、個人情報保護委員会委員に丹野美絵子君、熊澤春陽君、宮井真千子君及び大滝精一君を任命したので、個人情報の保護に関する法律第五十四条第三項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。 一、去る十九日、内閣から、地方財政審議会委員に堀場勇夫君、鎌田司君、宗田友子君、植木利幸君及び中村玲子君を任命したので、総務省設置法第十二条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。	一、去る十九日、内閣から、社会保険審査会委員に大谷すみれ君を任命したので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。 一、去る十九日、内閣から、運輸審議会委員に原田尚志君を任命したので、国土交通省設置法第十八条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。 一、去る十九日、内閣から、運輸安全委員会委員長に中橋和博君を、同委員に石川敏行君、宮下徹君、中西美和君及び田中敬司君を任命したので、運輸安全委員会設置法第八条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。	一、昨二十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員 辞任 補欠 あべ 俊子君 逢沢 一郎君 長坂 康正君 富樫 博之君 藤井比早之君 工藤 彰三君 古川 康君 加藤 鮎子君 篠原 孝君 阿部 知子君 國重 徹君 北側 一雄君 角田 秀穂君 中野 洋昌君 逢沢 一郎君 あべ 俊子君 加藤 鮎子君 古川 康君 工藤 彰三君 藤井比早之君 富樫 博之君 長坂 康正君 阿部 知子君 篠原 孝君 北側 一雄君 國重 徹君 中野 洋昌君 角田 秀穂君	(議案送付) 一、去る十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出) 一、去る十四日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 一、去る十四日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。 平成二十七年一般会計補正予算(第1号) 平成二十七年特別会計補正予算(特第1号) 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
一、去る十九日、内閣から、公安審査委員会委員に佐藤雅徳君を任命したので、公安審査委員会設置法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。	一、去る十九日、内閣から、公害健康被害補償不服審査会委員に鎌倉恵子君及び中山節子君を任命したので、公害健康被害の補償等に関する法律第百十三条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。		

地方交付税法の一部を改正する法律案

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、昨二十日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨二十日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

平成二十七年年度一般会計補正予算(第一号)

平成二十七年年度特別会計補正予算(特第一号)

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

(議案撤回)

一、昨二十日、議員からの申し出により次の議案は委員会において撤回を許可した。

公職選挙法の一部を改正する法律案(逢沢一郎君外六名提出、第百八十九回国会衆法第二三号)

(議案撤回通知)

一、昨二十日、次の議案は同日委員会において撤回を許可した旨参議院に通知した。

公職選挙法の一部を改正する法律案(逢沢一郎君外六名提出、第百八十九回国会衆法第二三号)

(質問書提出)

一、去る十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

就労継続支援A型事業所及び就労継続支援B型事業所における障害者の就労条件に関する質問主意書(井坂信彦君提出)

日韓外相会談後の日韓外相共同記者発表に関する質問主意書(井坂信彦君提出)

まっ毛エクステンションの施術に関する質問主意書(初鹿明博君提出)

政府関係機関の地方移転に関する質問主意書(本村賢太郎君提出)

海上自衛隊呉基地に停泊していた潜水艦内で乗組員が自殺を図ったことに関する質問主意書(鈴木貴子君提出)

北朝鮮が行ったとされる水爆実験に関する質問主意書(岡本充功君提出)

消費税の軽減税率制度実施の財源に関する質問主意書(山井和則君提出)

年金積立金の低格付債や株式運用の実態に関する質問主意書(山井和則君提出)

一、去る十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日韓外相会談で合意した財団の設立と運営に関する質問主意書(井坂信彦君提出)

日韓請求権協定と慰安婦問題に関する質問主意書(井坂信彦君提出)

消費者庁及び国民生活センターの地方移転に関する質問主意書(大西健介君提出)

市場拡大再算定の特例並びに中央社会保険医療協議会で議論される巨額な売上高の医薬品に対する特例再算定に関する質問主意書(鷲尾英一郎君提出)

一、去る十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

アイヌ民族に係る歴史教科書の記述等に関する質問主意書(鈴木貴子君提出)

福島第一原発における汚染水問題等に関する質問主意書(鈴木貴子君提出)

女性就業数等の推移と待機児童に関する質問主意書(山尾志桜里君提出)

元首相補佐官の辺野古の海の砂地等発言に関する質問主意書(仲里利信君提出)

「三世同居促進」に関する質問主意書(西村智奈美君提出)

厚生年金違法未加入の調査結果に関する再質問主意書(長妻昭君提出)

基礎年金部分を株式運用する海外の事例の有無に関する質問主意書(山井和則君提出)

年金生活者支援給付金に関する質問主意書(山井和則君提出)

ISILへの空爆等を実施する諸外国の軍隊に対する自衛隊による後方支援活動の法的な実施可能性に関する質問主意書(山井和則君提出)

一、去る十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

竹島問題解決に向けた政府部内の整備に対する安倍晋三内閣の取り組み等に関する質問主意書(鈴木貴子君提出)

「竹島の日」記念式典に関する質問主意書(鈴木貴子君提出)

不正パチンコ台の撤去に関する質問主意書(初鹿明博君提出)

二川一男厚生労働事務次官のジェネリックメーカーへの業態転換奨励発言の真意に関する質問主意書(鷲尾英一郎君提出)

一、昨二十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日展改革に関する再質問主意書(緒方林太郎君提出)

歩きスマホに関する質問主意書(初鹿明博君提出)

軽減税率に関する質問主意書(初鹿明博君提出)

軽減税率の拡大に関する質問主意書(初鹿明博君提出)

大学等における英語授業の外部化に関する質問主意書(阿部知子君提出)

(答弁書受領)

一、去る十九日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員緒方林太郎君提出「責任」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎君提出「世界の記憶」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出「世界の大筋合意に伴う政府の認識及び見解等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出伊勢志摩サミットに係る安倍首相の見解等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出被収容者へのホルモン療法に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出違憲状態の衆議院の解散に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出児童手当及び児童扶養手当の支給に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出高校生の政治活動を届出制にすることに係る質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出生活保護の被保護者への指導等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出被服中に被害証言が虚偽と判明して釈放された大阪府内の男性に係る強姦事件の政府見解等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員照屋寛徳君提出宜野湾市内へのディズニーストリート誘致構想等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出広島及び長崎に原爆を投下したアメリカに対する政府の認識等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出東京大空襲に対する政府の認識等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員仲里利信君提出代表質問に対する答弁に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎君提出政策判断と法的判断に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出軽減税率導入に伴う総合合算制度の取りやめ等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出ミサイル防衛に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出介護離職ゼロと介護職離職に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出安全保障法制の国民への説明に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出TPP参加に関心を示す国、地域に関する質問に対する答弁書

衆議院議員岡田克也君提出集団的自衛権行使容認の憲法解釈変更等に係る経緯に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出介護職員の人材確保に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出半数が貧困状態にある、ひとり親世帯への児童扶養手当の拡充に関する質問に対する答弁書

平成二十八年一月五日提出
質問 第一 三 号

「責任」に関する質問主意書

提出者 緒方林太郎

「責任」に関する質問主意書

一 国際約束において、修飾句の付かないかたちで「責任」という言葉が使われているケースで、それが法的な責任を意味しないものがあるか。

二 国際約束を構成しない二国間又は多数国間の外交文書において、修飾句の付かないかたちで「責任」という言葉が使われているケースで、それが道義的な責任であるとの認識が関係する国家間で共有されているものがあるか。

右質問する。

内閣衆質一九〇第一三三号

平成二十八年一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員緒方林太郎君提出「責任」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員緒方林太郎君提出「責任」に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「修飾句の付かないかたちで「責任」という言葉が使われているケース」の意味するところが必ずしも明らかでないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

平成二十八年一月五日提出
質問 第一 四 号

「世界の記憶」に関する質問主意書

提出者 緒方林太郎

「世界の記憶」に関する質問主意書

一 ユネスコの「世界の記憶 (Memory of the World)」に、ある歴史的事実を申請すること自体は、当該歴史的事実に関係する国家を非難、批判することとなる可能性があるか。

二 民間団体が、ある歴史的事実を「世界の記憶」に申請することは、当該民間団体が主たる活動を行う国家による、当該歴史的事実に関係する国家への非難、批判に当たる可能性があるか。

三 シベリア抑留に関する資料を「世界の記憶」に申請、登録したことは、ロシアに対する非難、批判に当たるか。

右質問する。

内閣衆質一九〇第一四号

平成二十八年一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員緒方林太郎君提出「世界の記憶」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員緒方林太郎君提出「世界の記憶」に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、具体的状況が明らかでは

なく一概にお答えすることは困難であるが、ユネスコ記憶遺産は、最適な技術によって世界の記録遺産の保存を促進すること、記録遺産への普遍的アクセスを支援すること及び記録遺産の存在や重要性について世界的な認識を高めることを主な目的としているものと認識している。

三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、京都府舞鶴市による「舞鶴への生還 一九四五から一九五六 シベリア抑留等日本人の本国への引き揚げの記録」のユネスコ記憶遺産への申請及びユネスコによるその登録は、ユネスコが定める審査の基準を満たすものとして行われたものであると承知しており、ロシアに対する批判、非難を意図して行われたものではないと考えている。

平成二十八年一月五日提出
質問 第一五号

TPP交渉の大筋合意に伴う政府の認識及び見解等に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

TPP交渉の大筋合意に伴う政府の認識及び見解等に関する質問主意書

二〇一五年十月五日午前(日本時間同日夜、米国ジョージア州アトランタにおいて行われた環太平洋連携協定(TPP協定)交渉(以下、「TPP交渉」とする。))をめぐり、交渉参加十二カ国は、当地での閣僚会合で大筋合意した。TPP交渉の大筋合意に伴い、日本は農産物の重要品目でも輸入拡大に際することとなったことを踏まえ、質問する。

一 TPP交渉の大筋合意に伴い、政府は衆参農水委員会の国会決議は遵守できたと認識しているか。政府の認識如何。

二 重要五品目(コメ、麦、牛肉・豚肉、乳製品、サトウキビなど甘味資源作物)いわゆる「聖域」を守れたと考えるか。政府の見解如何。

三 聖域として「守る」と言った農産品重要五項目は五百八十六品目で百七十四品目が関税撤廃であり、その三割が関税撤廃となる。政府は、三割が関税撤廃となる結果を踏まえても、重要五品目(コメ、麦、牛肉・豚肉、乳製品、サトウキビなど甘味資源作物)いわゆる「聖域」を守れたと考えるか。右質問する。

内閣衆質一九〇第一五号
平成二十八年一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員鈴木貴子君提出TPP交渉の大筋合意に伴う政府の認識及び見解等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出TPP交渉の大筋合意に伴う政府の認識及び見解等に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

環太平洋パートナーシップ協定交渉(以下「交渉」という。))において、御指摘の「重要五品目」については、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件(昭和六十二年大蔵省告示第九十四号)の輸入統計品目表上、五百八十六品目があり、そのうち約七割に相当する四百二十品目を関税撤廃の対象の例外としたほか、米、麦及び乳製品に関する国家貿易制度を維持し、関税撤廃の対象とする品目についても、輸入実績が少くないもの、国内農産品との代替性が低いもの又は関税撤廃をすることがかえって農業者にメリットを与えることになるものに限定するなど、交渉の結果として最善のものとなったと考えている。

加えて、「総合的なTPP関連政策大綱」(平成二十七年十一月二十五日TPP総合対策本部決定)に基づき、意欲ある農林漁業者が安心して経営に取り組めるようにすることにより確実に再生産が可能となるよう、交渉で獲得した措置と合わせて、政府全体で責任を持って万全の国内対策を講じていく考えである。

政府としては、衆議院及び参議院の農林水産委員会の決議をしっかりと受け止め、全力で交渉に当たってきたところであり、国益にかなう最善の結果を得られたと考えている。交渉の結果を当該決議に照らしてどのように評価するかについては、国会で御判断いただくことであるが、政府としては、当該決議の趣旨に沿う結果を得られたと考えている。

平成二十八年一月五日提出
質問 第一六号

伊勢志摩サミットに係る安倍首相の見解等に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

伊勢志摩サミットに係る安倍首相の見解等に関する質問主意書

安倍晋三首相は、五月の主要国首脳会議(伊勢志摩サミット)開催に先立ち、欧米の参加各国を歴訪する方向で検討に入ること、本年一月三日に政府関係者が明らかにした。また、首相は主要七カ国(G7)の議長国の立場から、他の六カ国首脳に対し個別に協力を要請したいとの各種報道がなされている。

右を踏まえ、質問する。

一 本年五月二十六日、二十七日に伊勢志摩(三重県志摩市)で行われるサミットにロシアを加え、G8サミットにする考えを、安倍首相は有しているか。

二 本年二月十五日で、ウクライナ問題で停戦合意がなされてから一年になる。ロシアに対する経済制裁を日本はやめるべきと考えるが、安倍首相の考え如何。

三 ウクライナ問題でロシアになされている経済制裁解除にむけて、アメリカはじめG7各国に対し、日本から経済制裁解除を働きかけるべきと考えるが、安倍首相の考え如何。

四 日本で開催される伊勢志摩サミットは安倍首相が議長である。議長国の権限・権利の中で、ロシアを招待すべきと考えるが、安倍首相の考え如何。
右質問する。

内閣衆質一九〇第一六号
平成二十八年一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員鈴木貴子君提出伊勢志摩サミットに係る安倍首相の見解等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出伊勢志摩サミットに係る安倍首相の見解等に関する質問に
対する答弁書

一及び四について

お尋ねについては、先の答弁書(平成二十七年九月一日内閣衆質一八九第三九〇号。以下

「三九〇号答弁書」という。)についてで答えしたとおりである。

二及び三について

お尋ねについては、三九〇号答弁書二及び三についてで答えしたとおりである。

平成二十八年一月六日提出
質 問 第 一 七 号

被收容者へのホルモン療法に関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

被收容者へのホルモン療法に関する質問主意書

男性から女性へ性別適合手術を受けた、東京拘置所に勾留中の被告が、定期的に投与する必要がある女性ホルモンの投与を求めたにもかかわらず、「病気ではない」として東京拘置所から女性ホルモンの投与を認められずに体調を崩していたことが報じられています。

「刑事収容施設及び被收容者等の処遇に関する法律」第五十六条には、「刑事施設においては、被收容者の心身の状況を把握することに努め、被收容者の健康及び刑事施設内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるものとする。」と規定されており、身体に不調を来している事実を考えると、女性ホルモンの投与は認め

られる医療上の措置であると考えます。

しかしながら、法務省は二〇一一年に出した「性同一性障害等を有する被收容者の処遇指針について」の中で、ホルモン療法については、「収容生活上直ちに回復困難な損害が生じるものと考えられないことから、特に必要な事情が認められない限り、法第五十六条に基づき国の責務として行うべき医療上の措置の範囲外にあると認められること」として、原則投与を認めておりません。今回の事例ではこの指針に基づき、女性ホルモンの投与を認めなかったと考えられます。

指針の中で、ホルモン療法は医療上の措置の範囲外としていますが、ホルモン療法を突然かつ長期的に中止した場合、性ホルモンが欠乏するため更年期障害に似た症状が出たり、自律神経に影響を及ぼし、精神に変調を来す危険性があるとの専門家の指摘もあります。

また、身体的には女性であるが性自認が男性のFTMで子宮・卵巣摘出手術を行っていない方の場合、ホルモン療法を中止したことによって月経が再開する可能性があり、月経に強い嫌悪感を持つFTMにとっては、希死念慮につながるほどの大きな心理的負担を強いることになりえます。

戸籍の性別変更が認められるようになった平成十六年以降、累計で五千人以上、近年、八百名近くの方が戸籍の性別変更をしており、今後も増加していくことは間違いなく、戸籍の変更をした被收容者も増加していくと考えられます。

上記のホルモン治療を中断することの心身への影響を考えると、可能な限り本人の意向を尊重することが被收容者の心身の健康及び人権を守る上でも必要だと考えます。二〇一一年の指針を見直し、本人の意向を尊重してホルモン療法を継続できるようにするべきだと考えますが、政府の見解を伺います。
右質問する。

内閣衆質一九〇第一七号
平成二十八年一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出被收容者へのホルモン療法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出被收容者へのホルモン療法に関する質問に対する答弁書

性同一性障害又は同障害と同様の傾向を有する者(以下「性同一性障害者等」という。)に対する御指摘のホルモン療法は、患者の状況等に応じて医師が医学的知見に基づきその必要があると認める場合に行われるものと承知している。御指摘の「性同一性障害等を有する被收容者の処遇指針について」(平成二十三年六月一日付け法務省矯正第三二二二号法務省矯正局成人矯正課長及び矯正医療管理官連名通知。以下「本指針」という。)におい

て、「性同一性障害者等についての・・・ホルモン療法・・・に関しては、・・・特に必要な事情が認められない限り、・・・国の責務として行うべき医療上の措置の範囲外にあると認められる」としているのは、性同一性障害者等である被収容者に対して医師が御指摘のホルモン療法を行う必要があると認める場合には、当該ホルモン療法について「特に必要な事情」があると認められ、当該ホルモン療法が国の責務として行われるという趣旨である。したがって、本指針を見直す必要はないと考えている。

今後とも、刑事施設においては、個別の被収容者の状況等に応じて適切な医療上の措置を講じてまいりたい。

平成二十八年一月六日提出
質 問 第 一 八 号

違憲状態の衆議院の解散に関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

違憲状態の衆議院の解散に関する質問主意書
書

一 昨年の衆議院選挙を巡って、一票の較差は「違憲」だとして提訴された訴訟で、最高裁は二〇一四年の衆議院選挙は違憲状態だと判断を示しました。今回で、二〇〇九年、二〇一二年に続いて、三回連続して違憲状態とする判断が示されたこととなります。

これは、立憲主義の国として看過できない事態であり、次回の衆議院選挙までに選挙制度の抜本的な見直しを行うことが不可避であります。

解散権の行使については「衆議院の解散は、極めて政治性の高い国家統治の基本に関する行為であつて、かくのごとき行為について、その法律上の有効無効を審査することは司法裁判所の権限の外にありと解すべきことは既に前段説示するところによつてあきらかである。そして、この理は、本件のごとく、当該衆議院の解散が訴訟の前提問題として主張されている場合においても同様であつて、ひとしく裁判所の審査権の外にありといわなければならない」との最高裁判決（昭和三十五年六月八日大法廷判決）が出されていて、衆議院が違憲状態にあつても総理の解散権を制約するものではないというのが政府の見解であることは承知をしています。

しかしながら、次回の衆議院選挙も違憲状態のままで行われれば四回連続となり、最高裁の判決を無視し続ける姿勢に対して、選挙自体を無効とする判決が出される可能性があり、そのような状況下で内閣が解散権を行使することは認められないと考えます。

衆議院議長は、衆議院選挙制度に関する調査会」は、今月十四日に改革案を議長に答申することとします。

そこで伺いますが、次の衆議院選挙の前に、衆議院の選挙制度を抜本的に見直して、違憲状態を

解消することが必須だと考えますが、政府の見解を伺います。

右質問する。

内閣衆質一九〇第一八号

平成二十八年一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出違憲状態の衆議院の解散に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出違憲状態の衆議院の解散に関する質問に対する答弁書

御指摘の衆議院の選挙制度の抜本的な見直しについては、議会政治の根幹に関わる問題であることから、まずは、各党各会派において御議論いただくべき事柄と考えている。

平成二十八年一月六日提出
質 問 第 一 九 号

児童手当及び児童扶養手当の支給に関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

児童手当及び児童扶養手当の支給に関する質問主意書

毎月支給される生活保護費や二か月ごとに支給

される年金に対して、児童手当及び児童扶養手当は四か月まとめて年三回の支給になっていますが、その理由を伺います。

ひとり親家庭に支給されている児童扶養手当は、児童扶養手当法第一条に「父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため」とあるように、生活の安定のために支給されていること、相対的にひとり親家庭に所得が低く貧困家庭が多いこと等を考えると、月々決まって必要となる経常的な経費に充てている家庭が多いと考えられます。

そうであるならば、児童扶養手当はもちろん児童手当についても同様の理由から、四か月まとめて支給するのではなく毎月支給することが、生活の安定に寄与することになり、法律の趣旨に適合と考えますが、政府の見解を伺います。

右質問する。

内閣衆質一九〇第一九号

平成二十八年一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出児童手当及び児童扶養手当の支給に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出児童手当及び児童扶養手当の支給に関する質問に対する答弁書

弁書

現行の児童手当制度及び児童扶養手当制度においては、地方公共団体における各手当の支給事務を円滑に実施するため、児童手当については児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第八条第四項の規定により毎年二月、六月及び十月の三期に、児童扶養手当については児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第七条第三項の規定により毎年四月、八月及び十二月の三期に、それぞれの前月までの分を支払うこととされている。

児童手当及び児童扶養手当を毎月支給することについては、地方公共団体において円滑な支給事務を実施するための体制の確保が難しいことから、困難であると考えている。

平成二十八年一月六日提出
質問 第二一〇号

高校生の政治活動を届出制にすることに関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

高校生の政治活動を届出制にすることに関する質問主意書

高校生の政治活動について、一部の県や政令市の教育委員会が高校への「届出制」の導入を検討し

ていると報じられています。

政治活動への参加が届出制となると、届け出ずに政治活動に参加した場合、校則違反などとして、制裁の対象となる可能性があります。

また、届け出ることによって、どのような思想、政治志向を持つていのかを学校に知られることになり、進学や就職に不利に働くかもしれないと生徒が考え、政治活動への参加を躊躇する高校生が多く出ることが予想されます。

このように届出制を導入することによって、高校生の政治活動の自由は委縮し、著しく制限されることになり、憲法第十九条の思想良心の自由を侵害し、憲法第二十一条の集会結社及び表現の自由を損なうことにつながることを考え、以下、政府の見解を伺います。

一 高校生の政治活動について、教育委員会が学校への届出制を導入することは憲法第十九条が保障する思想良心の自由を侵害すると考えますが政府の見解を伺います。

二 同じく、集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由を保障した憲法第二十一条の規定に反すると考えますが政府の見解を伺います。

三 いずれにしても、各自治体の教育委員会は、高校生の政治活動への参加が委縮してしまうような条例や規則を作るべきではないと考えますが、政府の見解を伺います。

内閣衆質一九〇第二〇号

平成二十八年一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出高校生の政治活動を届出制にすることに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出高校生の政治活動を届出制にすることに関する質問に対する答弁書

一から三までについて

高等学校等の生徒の政治活動に係る具体的な指導の在り方等については、御指摘の憲法の規定も踏まえ、各教育委員会等において適切に判断すべきものと考えている。

平成二十八年一月六日提出
質問 第二一一号

生活保護の被保護者への指導等に関する質問
主意書

提出者 初鹿 明博

生活保護の被保護者への指導等に関する質問主意書

大分県別府市が、市内のパチンコ店と市営別府競輪場を巡回し、生活保護受給者がいないか調べて回り、見つけた被保護者二十五名を市役所に呼びつけて、行かないように注意をしていたことが

明らかになっています。さらに、調査した五日間で再び見つけられた被保護者については、保護費の支給を一月間大幅に減額していました。

生活保護法第二十七条には、保護の実施機関による、被保護者に対する指導又は指示についての規定がありますが、同条第二項には「指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならない」とあり、本件は明らかに最少限度を越える指導で、この規定に反するものであります。

また、生活保護制度は最低限度の生活を保障するための制度であり、支給の決定後、収入が増加した訳ではないのにも関わらず、支給額を大幅に減額してしまえば、最低限度の生活が維持できなくなることは明らかであります。

確かに生活保護を受給しながらパチンコや競輪等の賭け事にお金を浪費することは、納税者の理解を得難いことではありますが、そのことをもって直ちに保護費の支給を取りやめたことは、生活保護制度の趣旨に照らして認められるものではありません。

本来なら賭け事に頻繁に通っていることが分かっていたならば、生活習慣を変えるための支援を行ったり、ギャンブル依存症の可能性があれば、そこからの回復のプログラムにつなげる等の被保護者に寄り添った支援をするべきであって、保護費の支給を停止することでは抜本的な解決にはつながりません。

以上の観点から以下質問します。

一 別府市のようにパチンコ店等を巡回して、被保護者の金銭の使い道を事実上監視するような形で指導が、生活保護法の趣旨に適ったものと言えるのか、政府の見解を伺います。

二 パチンコ店に行っていたという理由のみで保護費の支給を取りやめることは適法とお考えでしょうか。政府の見解を伺います。

三 パチンコや競輪等の賭け事を自分の力では止めることの出来ないギャンブル依存症に罹患している可能性がある被保護者については、自助グループ等につなげ、回復のためのプログラムを受けて、そこから脱却するように促す必要が保護の実施機関にはあると考えますが、政府の見解を伺います。

内閣衆質一九〇第二号

平成二十八年一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出生活保護の被保護者への指導等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員初鹿明博君提出生活保護の被保護者への指導等に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「別府市のようにパチンコ店等を巡

回して、被保護者の金銭の使い道を事実上監視するような形で指導」については、その詳細を把握していないため、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、一般論としては、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号。以下「法」という。)第十九条第四項に規定する保護の実施機関(以下「保護の実施機関」という。)が、パチンコ屋等への立入りについて、法第二十七條に基づき、被保護者に対して生活指導を行うことは可能であると考えている。

二について

保護の実施機関は、法第六十二條第一項及び第三項の規定に基づき、被保護者が、法第二十七條の規定による生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示に従わなかったときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができるとされており、保護の実施機関が、これらの規定に基づき、被保護者の状況が適切に把握した上で実施すべきものと考えている。

三について

御指摘については、政府としては、いわゆる「ギャンブル依存症」を含め、個々の課題を有する被保護者が自立した日常生活を営めるよう、保護の実施機関が適切な支援を実施することが重要であると考えている。

平成二十八年一月六日提出
質問 第一二二号

服役中に被害証言が虚偽と判明して釈放された大阪府内の男性に係る強姦事件の政府見解等に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

服役中に被害証言が虚偽と判明して釈放された大阪府内の男性に係る強姦事件の政府見解等に関する質問主意書

当時十代だった女性への強姦罪などで懲役十二年が確定し、約三年間半の服役後に被害証言が嘘だったとして釈放された七十代の男性の再審判決公判で、大阪地裁は昨年十月十六日、男性に無罪判決を言い渡した。芦高源裁判長は「身に覚えのない罪で長期間にわたり自由を奪い、計り知れない苦痛を与えたことを、一人の裁判官として誠に残念に思う」と遺憾の意を示した。男性は二〇〇八年に逮捕、起訴されてから一貫して否認を続けたが、二〇一一年四月に最高裁で実刑が確定した。地検が二〇一四年十一月、冤罪が明らかになったとして刑の執行を停止して釈放するまで勾留・服役期間は計約六年に及んだ。大阪地裁は昨年二月に再審開始を決定した。

右と「政府答弁書」(内閣衆質一八九第三九二号、四二六号、四六四号)を踏まえ、質問する。

一 六年間もの長期にわたり拘束、服役され、計り知れない苦痛を受けた男性に対し、今回再審

無罪が言い渡されたことに関し、政府の見解如何。

二 当時、起訴した検察官の氏名を明らかにされたい。

三 当時、起訴した検察官は、現在も検察官として職務に就いているか、就いているのであれば、現在どのような役職にあるのか、また就いていないのなら、いつの時点で検察官を退任したのか、またその際、退職金は支払われているのか、それぞれ詳細を説明されたい。

四 今回男性に再審無罪が言い渡されたことを受け、右強姦事件で六年間もの長期にわたり拘束、服役され、計り知れない苦痛を受けた男性に対し、検察官として間違った判断をしたと認めるか否か、端的に答えられたい。

五 今回男性に再審無罪が言い渡されたことにより、検察はチェック機関として機能、責任を果たしていなかったことがはっきりしたのである。罪のない人を六年間もの長期にわたり拘束、服役させ、人生を狂わせた責任を取るのが当然であると考え、法務大臣として右強姦事件について担当した検察官にどのような責任を取らせるのか国民に示されたい。

六 今回の強姦事件で、関係した検察官は被害者に対し、公にお詫び謝罪すべきと考え、検察庁の考え如何。

右質問する。

内閣衆質一九〇第二二号

平成二十八年一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員鈴木貴子君提出服役中に被害証言が虚偽と判明して釈放された大阪府内の男性に係る強姦事件の政府見解等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出服役中に被害証言が虚偽と判明して釈放された大阪府内の男性に係る強姦事件の政府見解等に関する質問に対する答弁書

一及び四について

お尋ねは、個別具体的な事件における捜査機関の活動内容及び裁判所の判断に関わる事柄であるので、お答えすることを差し控えたい。

二及び三について

御指摘の検察官は現在在職しているが、個別具体的な事件の捜査を担当した検察官について、その氏名及び役職を明らかにすることは、今後の捜査活動に支障をもたらすおそれがあり、お答えすることを差し控えたい。

五について

御指摘の「責任を取らせる」の意味が必ずしも明らかではないが、御指摘の事件において捜査を担当した検察官については、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十二条第一

項に規定する懲戒処分に該当する事由はなかったと認められ、当該検察官について処分をするなどの必要はないものと考えている。

六について

御指摘の「関係した検察官」の意味が必ずしも明らかではないが、御指摘の事件の再審公判において、再審公判を担当する検察官が被告人とされた方に謝罪したものと承知している。

平成二十八年一月七日提出
質問 第二二三号

宜野湾市内へのデイズニールゾート誘致構想等に関する質問主意書

提出者 照屋 寛徳

宜野湾市内へのデイズニールゾート誘致構想等に関する質問主意書

沖縄のみならず全国が注目する宜野湾市長選挙が、二〇一六年一月二十四日に投票される。今のところ、現職と新人の志村恵一郎氏が立候補を表明しており、おそらく両人による一騎打ちとなるであろう。

さて、同市長選挙を目前にして、現市長が昨年十二月八日、菅義偉官房長官との会談の席上、宜野湾市内へのデイズニールゾート誘致や米軍普天間飛行場（以下、普天間基地という）を二〇二〇年東京オリリンピック・パラリンピック（以下、二〇二〇年東京五輪という）聖火リレーのメインルートとして検討すること等を要請している。かかる

要請、とりわけデイズニールゾート誘致の実現について、菅官房長官は「政府として全力で実現できるように取り組む」と応じたようだ。

私は、かかるデイズニールゾート誘致構想の実現可能性は全くなく、目前に迫った市長選挙を有利に運ばんとする現市長が、有権者たる市民の歓心を得る目的で打ち上げた単なる「お笑い政策」と断ずるものである。

現に、かかるデイズニールゾート誘致構想について、お笑いコンビ「ダウンタウン」の松本人志さんは、昨年十二月十三日のテレビ番組で「うそでしょ。こんなことは、実際できると思っていない。偽物のニンジン」をぶら下げて、みんなの気持ちをそつちに誘導しようとしているだけ（二〇一五年十二月十五日付「琉球新報」と持論を展開したようである。

同様に、お笑いコンビ「爆笑問題」の太田光さんは、同日の別のテレビ番組で「普天間飛行場の危険除去はするべきだし、辺野古移設は反対だ」（同「琉球新報」と述べた上で、誘致を後押しする政府の姿勢に「見方を変えたと弱みにつけ込んできたと僕には思える。足元を見やがって、と（二〇一五年十二月十五日付「沖縄タイムス」と指摘したようだ。

これらの発言に照らせば、私がデイズニールゾート誘致構想を「お笑い政策」と強く批判するのも十分に理解していただけよう。沖縄の民意は、紛れもなく辺野古新基地建設に

反対である。かかる民意と二〇一三年一月二十八日に沖縄側から安倍晋三総理大臣宛に提出された「建白書」の理念を尊重し、政府は「世界一危険な」普天間基地を沖縄県内に移設することなく、即時閉鎖・撤去すべきだ。

同時に、普天間基地返還後の跡利用は、地権者の権利を損なうことなく、行政と市民各層が一体となって策定する跡利用計画に即したものでなければならぬ。有権者たる市民の鼻先に「偽物のニンジン」をぶら下げるに等しい、現市長の独断によるデイズニールゾート誘致など、到底許されるものではない。

二〇一四年一月の名護市長選挙で、投票票三日前に現地入りした石破茂・自民党幹事長（当時）が五百億円の「名護振興基金」構想を打ち上げたものの、支援する候補者が落選するや構想が雲散霧消したことは、未だ記憶に新しい。

宜野湾市長選挙が迫る中、突如明らかにした今回のデイズニールゾート誘致構想も右「名護振興基金」構想と同じだ。有権者の歓心を買うために現市長と菅官房長官が一緒になって大風呂敷を広げているだけで、その実現可能性は極めて乏しい、と強い疑念を抱くものである。

以下、質問する。

一 二〇一五年十二月八日、菅官房長官は佐喜眞淳宜野湾市長からデイズニールゾート誘致実現に向けた協力など六項目の要請を受けている。右要請内容の詳細を項目ごとに明らかにされた

二 菅官房長官は、二〇一五年十二月九日午前の定例記者会見で、宜野湾市へのデイズニールゾート誘致構想に關し、「私自身も会長、社長とお会いした」と述べている。菅官房長官が東京デイズニールゾート運営会社「オリエンタルランド」の加賀見俊夫会長及び上西京一郎社長と会談した日時を特定した上で、要請内容とそれらに対する「オリエンタルランド」側の回答内容を明らかにされたい。

また、かかる会談は、佐喜眞市長の要請に基づき実現したものか、あるいは菅官房長官の判断によるものか、併せて明らかにされたい。

三 島尻安伊子内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)は二〇一五年十二月初め、佐喜眞市長と共に「オリエンタルランド」役員と会談したようである。日時及び「オリエンタルランド」側、島尻大臣側の出席者をそれぞれ特定の上、会談の目的と内容について明らかにされたい。

また、かかる会談に菅官房長官の秘書も同席したとの報道があるが、菅官房長官の命によるものか、事実関係と併せて明らかにされたい。

四 二〇一五年十二月八日の佐喜眞市長から菅官房長官への要請には、普天間基地を二〇二〇年東京五輪聖火リレーのメインルートとして検討することも含まれていたようだ。

① 過去に我が国で開催された夏季及び冬季オリンピック・パラリンピックにおいて、在日米軍施設・区域内に聖火リレーのルートが設定された事例があれば、大会名及びルートと

なった米軍施設・区域名について、政府として承知しているところを明らかにされたい。

② 右要請について、安倍内閣で検討は始まっているのか。日本オリンピック委員会(JOC)にも伝えられ、情報共有されているのか。要請実現に向けた検討状況を具体的に説明されたい。

③ 普天間基地内に聖火リレーのルートを設定する場合、日米地位協定等に基づき、いかなる手続きが必要か、具体的に説明されたい。

二〇一九年二月が期限の普天間基地の「五年以内運用停止」が実現した場合もかかる手続きは必要か、併せて明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一九〇第三号
平成二十八年一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員照屋寛徳君提出宜野湾市内へのデイズニールゾート誘致構想等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員照屋寛徳君提出宜野湾市内へのデイズニールゾート誘致構想等に関する質問に対する答弁書

一について
お尋ねについては、平成二十七年十二月八日

付けで沖縄県宜野湾市長から内閣総理大臣宛てに提出された要請書において、次のとおり記載されている。

一、二〇一九年二月までの普天間飛行場の運用停止を確実に履行するため、宜野湾市と国との間で、その具体的な内容の協議の場を早期にスタートすること。

一、日米地位協定の環境補足協定に基づく基地内環境調査を、先行実施できるよう取り計らうこと。

一、宜野湾市が進めているデイズニールゾートの誘致実現に向け、国としても優遇措置を含めて、全面的な協力を行うこと。

一、「宜野湾みらい特区」の具体化作業を、予算措置も含め来年度よりスタートさせること。

一、県道三四号線(大謝名く我如古)の国道への格上げも含め、道路整備を行い、交通渋滞の解消を図ること。

一、普天間飛行場を二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック聖火リレーのメインルートとして検討すること。

二及び三について

お尋ねについては、政治家個人の活動に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

四の①について
お尋ねの「在日米軍施設・区域内に聖火リ

レーのルートが設定された事例」はないと承知している。

四の②について

御指摘の「普天間基地を二〇二〇年東京五輪聖火リレーのメインルートとして検討すること」の要請については、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の準備及び運営を行う公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会と情報共有しており、今後、同組織委員会において、検討が行われるものと承知している。

四の③について

お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたい。

平成二十八年一月七日提出
質 問 第 二 四 号

広島及び長崎に原爆を投下したアメリカに対する政府の認識等に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

広島及び長崎に原爆を投下したアメリカに対する政府の認識等に関する質問主意書

「政府答弁書」(内閣衆質一八九第三七二号、三八六号、四〇三号、四三三三三三)を踏まえ、質問する。

一 ハーグ法について説明されたい。

二 原子爆弾について政府はどのような認識を有しているか。

三 過去に提出した質問主意書で、広島、長崎への原爆投下はハーグ法にふれるか否か問うたが、「政府答弁書」において、政府は答えていない。アメリカによる広島、長崎への原爆投下はハーグ法にふれると考えるか、政府の認識を端的に答えられたい。

四 過去に提出した質問主意書で、原子爆弾は非人道的無差別殺人といえる大量破壊兵器だと政府は認識するか否か問うたが、政府は答えていない。政府は、原子爆弾は非人道的無差別殺人といえる大量破壊兵器だと認識するか否か、端的に答えられたい。
右質問する。

内閣衆質一九〇第二四号
平成二十八年一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員鈴木貴子君提出広島及び長崎に原爆を投下したアメリカに対する政府の認識等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出広島及び長崎に原爆を投下したアメリカに対する政府の認識等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「ハーグ法」が、国際人道法の一分野を意味するものとして講学上用いられてきたい

わゆるハーグ法を指すのであれば、一般的には、武力紛争下における害敵手段等の規制に関する国際法規をいうものと承知している。

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではなく、一概にお答えすることは困難であるが、唯一の被爆国である我が国としては、原爆の悲惨さや核の惨禍を繰り返してはならないと認識している。

三及び四について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十七年八月十四日内閣衆質一八九第三七二号）一から三までについてでお答えしたとおりである。

平成二十八年一月七日提出
質問 第二一五号

東京大空襲に対する政府の認識等に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

東京大空襲に対する政府の認識等に関する質問主意書

「政府答弁書」（内閣衆質一八九第三七三号、三八〇号、三九六号）を踏まえ、質問する。

一 過去の質問主意書で、政府に対し、多数の民間人を犠牲にした無差別殺人ともいえる東京大空襲はハーグ法に抵触するかしらないかと政府の認識を問うたが、質問に対し答えていない。無

差別殺人ともいえる東京大空襲はハーグ法に抵触するか否か、政府の認識如何。
右質問する。

内閣衆質一九〇第二五号

平成二十八年一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員鈴木貴子君提出東京大空襲に対する政府の認識等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出東京大空襲に対する政府の認識等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十七年八月十四日内閣衆質一八九第三七三号）一についてでお答えしたとおりである。

平成二十八年一月七日提出
質問 第二二六号

代表質問に対する答弁に関する質問主意書

提出者 仲里 利信

代表質問に対する答弁に関する質問主意書
一月六日の衆議院での代表質問に対する安倍総理大臣の答弁の中で、沖縄県民の民意や思いから乖離した部分があった。

そこでお尋ねする。

一 「普天間飛行場の一日も早い危険性の除去を強調するならば、直ちに危険な飛行場の運用を停止するか、又は閉鎖すべきではないか。

二 質問一に関連して、なぜ普天間飛行場で運用される軍用機を沖縄県以外の国内か国外の基地に移転しないのか。

三 「普天間飛行場の固定化を避ける」と言いながら、不可能又は十年から二十年以上もかかる沖縄県内での新基地建設に固執すること自体が、正に固定化を前提としているのではないか。

四 質問三に関連して、固定化を避けるならば、なぜ普天間基地の滑走路の強化や補修、施設の整備を行うのか。

五 「普天間飛行場の返還問題に関して、なぜ名護市辺野古への移設が唯一の解決策」なのか。国内や国外の可能性がなぜないのか。

六 「政府として、沖縄の歴史を十分心に刻む」とは、具体的にどのようなことをしたのか。また今後、何を行う考えか。

七 「沖縄の方々への気持ちに寄り添う」とは、具体的にどのようなことをしたのか。また今後、何を行う考えか。

八 質問七に関連して、政府が提訴した「代執行訴訟」や「沖縄県知事の埋立承認取消の執行停止」等からすれば、政府は、沖縄県民の気持ちに寄り添う考えは全くないと理解するがどうか。

九 設置済みの普天間飛行場負担軽減推進会議は

昨年から一回も開催されていない。また、政府・沖縄県協議会は新設の合意が得られたが、未だに発足していない。その理由は何か。今後、どのように開催を予定しているか。

一〇 政府が常々言う「沖縄の基地負担のため、できることは全てやる」ということが真実ならば、沖縄県が求めている「普天間飛行場運用停止の工程表の策定」に応じない理由は何か。また今後、どうするか。

内閣衆質一九〇第二六号

平成二十八年一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員仲里利信君提出代表質問に対する答弁に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員仲里利信君提出代表質問に対する答弁に関する質問に対する答弁書

一、三及び五について

政府としては、住宅や学校で囲まれ、市街地の真ん中にある普天間飛行場の固定化は絶対に避けなければならないと考えており、これは政府と沖縄の皆様の共通認識であると考えている。

同飛行場の移設については、過去に、沖縄県外を移設先とする様々な案を含め検討を行ったが、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、沖縄に駐留する米海兵隊（以下「在沖縄海兵隊」という）を含む在日米軍全体のプレゼンスを低下させることはできないこと、米本土、ハワイ等と比較して、東アジアの各地域に近い位置にあると同時に、我が国の周辺諸国との間に一定の距離をおいている等の沖縄の地理的優位性があること、司令部、陸上部隊、航空部隊及び後方支援部隊を統合した組織構造を有し、優れた機動性及び即応性を備える米海兵隊の特性及び機能を損なうことができないこと、同飛行場の危険性を一刻も早く除去する必要性があること等、様々な点を総合的に勘案した結果、キャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に代替施設を建設する現在の計画が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策との結論に至ったものである。

二について

沖縄は、米本土、ハワイ等と比較して、東アジアの各地域に近い位置にあると同時に、我が国の周辺諸国との間に一定の距離をおいている等の利点を有している。こうした地理上の利点を有する沖縄に、司令部、陸上部隊、航空部隊及び後方支援部隊を統合した組織構造を有し、優れた機動性及び即応性により、幅広い任

務に対応可能な米海兵隊が駐留することにより、種々の事態への迅速な対応が可能となっており、在沖縄海兵隊は、抑止力の重要な要素の一つとして機能していると認識している。

したがって、これらの司令部、陸上部隊、航空部隊及び後方支援部隊のうち、航空部隊のみを他の部隊と切り離して移転することは、米海兵隊が有する優れた機動性及び即応性という特性及び機能を損なうこととなるため、普天間飛行場で運用されている航空部隊のみを沖縄県以外へ移転することは困難と考えている。

四について

お尋ねの「普天間基地の滑走路の強化や補修、施設の整備」の具体的な内容が必ずしも明らかではないが、防衛省としては、現在、平成二十四年四月二十七日付けの日米安全保障協議

委員会の共同発表を受け、設置から五十年以上が経過した普天間飛行場においては、老朽化が著しい施設もあることから、安全面や環境面での配慮が必要となつていくことを踏まえ、現在の米海兵隊の運用に必要な航空機の安全な任務能力の保持や環境の保全等に不可欠な、管制塔及び消防署用の非常用発電施設の改修、給電設備の改修、雨水排水施設の改修、汚水排水施設の改修並びに隊舎の改修を実施しているところであり、これらの事業は同飛行場の固定化を前提とするものではない。

六から八までについて

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、政府としては、住宅や学校で囲まれ、市街地の真ん中にある普天間飛行場の固定化は絶対に避けなければならないと考えており、これは政府と沖縄の皆様の共通認識であると考えている。

同飛行場の移設については、キャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に代替施設を建設する現在の計画が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であるという考えに変わりはない。

政府としては、同飛行場の一日も早い移設・返還を実現し、沖縄の負担を早期に軽減していくよう努力していくとともに、沖縄の負担の軽減や振興に全力で取り組んでいるところである。

九について

お尋ねの「普天間飛行場負担軽減推進会議」及び「政府・沖縄県協議会」については、沖縄側の意向も踏まえた対応をとつてきており、政府としては、開催時期、開催方法及び具体的な協議の内容について、今後、沖縄側と調整の上、適切に対応していく考えである。

一〇について

政府としては、平成二十五年十二月十七日の沖縄政策協議会における沖縄の負担軽減に関する仲井眞沖縄県知事（当時）からの要望のうち、「普天間飛行場の五年以内運用停止」について、

政府が普天間飛行場のキャンプ・シユワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域への移設に必要な埋立承認を得て工事を進める中で、特に、移設されるまでの間の同飛行場の危険性の除去を中心とした負担軽減は極めて重要な課題であるとの認識の下、米国をはじめ、相手のあることではあるが、できることは全て行うという姿勢で、沖縄県知事及び宜野湾市長を構成員として含む普天間飛行場負担軽減推進会議において、協議を行ってきたところである。

お尋ねの「沖縄県が求めている「普天間飛行場運用停止の工程表」については、その具体的内容が必ずしも明らかではないが、政府としては、「普天間飛行場の五年以内運用停止」を実現していく上では、政府のこうした認識について沖縄県の御理解を得るとともに、政府の取組への御協力を頂くことが前提であると考えている。

平成二十八年一月八日提出
質 問 第 二 七 号

政策判断と法的判断に関する質問主意書

提出者 緒方林太郎

政策判断と法的判断に関する質問主意書

「ISILへの空爆等に対する後方支援は、平和と安全法制の成立以前と以降で、法的には実施可能であるか否か」という問いに対して、防衛省は

以下の通り答えている。

○ 政府としては、政策判断として、ISILに対する軍事作戦に参加する考えはなく、ISILに対する作戦への後方支援を行うことも全く考えていない。これは、平和と安全法制が成立した後であっても不変である。

○ このため、現時点で同法律の要件を満たしているかは判断しておらず、また、その判断をする必要があるとも考えていない。

右を踏まえ、一般論として、次の通り質問する。

- 一 ある国政の課題について、政策判断として、それを行う考えがない場合、政府として、当該課題を法律上行えるか否かは判断しないのか。
- 二 ある国政の課題について、政策判断として、それを行う考えがない場合、政府として、当該課題を法律上行えるか否かは判断する必要があるとは考えないのか。

内閣衆質一九〇第二七号

平成二十八年一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員緒方林太郎君提出政策判断と法的判断に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員緒方林太郎君提出政策判断と法的判断に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、一般論として申し上げれば、ある国政上の課題についての政策的な検討と法的な検討の進め方については、個別具体的な状況によるため、お答えすることは困難である。

平成二十八年一月八日提出
質 問 第 二 八 号

軽減税率導入に伴う総合合算制度の取りやめ等に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

軽減税率導入に伴う総合合算制度の取りやめ等に関する質問主意書

一 約三年前に安倍内閣が発足してから、厚生労働大臣は、総合合算制度を導入する趣旨の国会答弁を繰り返している。安倍内閣で厚生労働大臣が総合合算制度に触れた国会答弁をすべてお示し願いたい。

総合合算制度見送りはこれら一連の国会答弁に反していると考えますが、いかがか。

二 総合合算制度の導入見送りについて、三党協議との関係において、三党の了解が必要であると考えますが、いかがか。

三 社会保障の医療・介護分野の充実策に含まれていた総合合算制度を見送ることで、浮いた財源〇・四兆円を軽減税率の財源に使うとしている。であれば社会保障の充実には、従来政府が約束していた二・八兆円から〇・四兆円が差し引かれ、二・四兆円程度となってしまうのかどうか、お示し願いたい。

四 これに関連して、平成二十八年一月六日の衆議院本会議で、民主党の岡田代表の質問に安倍総理は、「今後、軽減税率制度の導入に当たっては、政府税制改正大綱を踏まえて検討を行い、安定的な恒久財源を確保することにより、社会保障と税の一体改革における二・八兆円程度の社会保障の充実に必要な財源は確保する考えである」と答弁している。

「社会保障の充実」に二・八兆円程度が変わらないのであれば、総合合算制度の財源〇・四兆円は、別の社会保障の充実策の財源として使われることになるかと理解してよろしいか。であれば、その別の充実策とはどのような政策か、お答え願いたい。

五 仮に別の充実策に〇・四兆円が充当されるとすれば、軽減税率の財源となり得ないかと考えるが、いかがか。

六 また、確認するが、「社会保障の充実」に二・八兆円程度の内訳は、「子ども・子育て」に〇・七兆円程度、「医療・介護」に一・五兆円程

度、「年金」に〇・六兆円程度、ということでしょうしいか。

また、それぞれの内訳について具体的費目ごとに詳細にお示し願いたい。

以上、内閣の見解を問う。

右質問する。

内閣衆質一九〇第二八号

平成二十八年一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員長妻昭君提出軽減税率導入に伴う総合合算制度の取りやめ等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出軽減税率導入に伴う総合合算制度の取りやめ等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、第二次安倍内閣発足以降、平成二十五年四月十五日の衆議院予算委員会第五分科会、同年十一月一日の衆議院本会議、同月六日の衆議院厚生労働委員会及び同月八日の衆議院厚生労働委員会における厚生労働大臣の答弁において総合合算制度に言及しているが、いずれも総合合算制度の導入を検討する趣旨の答弁であり、総合合算制度を導入することを前提とした答弁ではない。したがって、

「総合合算制度見送りはこれら一連の国会答弁に反している」との御指摘は当たらないと考えている。

二について

お尋ねについては、政党間のやり取りに関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

三から五までについて

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十二号）第二章の措置を講ずることによる社会保障の給付の重点化及び制度の運営の効率化により確保することができる財源の現時点の見込みは、〇・四兆円程度である。したがって、総合合算制度相当額〇・四兆円程度を軽減税率制度の導入の財源に充てたとしても、軽減税率制度の導入に必要な一・〇兆円程度の財源のうち残りの〇・六兆円程度について、安定的な恒久財源を確保することにより、社会保障の充実として二・八兆円程度を確保することができると考えている。

六の前段について

御指摘のとおりである。

六の後段について

お尋ねの「子ども・子育て」、「医療・介護」及び「年金」のそれぞれの内訳については、今後の予算編成過程で検討することとしており、現時点でお答えすることは困難である。

平成二十八年一月八日提出
質 問 第 二 九 号

ミサイル防衛に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

ミサイル防衛に関する質問主意書

防衛システムについては詳細な内容は公表できない、ということをも十分理解しつつも、納税者である国民の皆様に対して、一定の開示をしなければ安心も納得感も生まれないと考える。そこで最低限の事項についてお尋ねする。

一 平成二十八年一月六日午前、北朝鮮は核実験を強行した。現時点で北朝鮮は、核弾頭の開発に成功したと政府は考えているか。

二 北朝鮮のミサイルに対する我が国のミサイル防衛体制は飽和攻撃への備え等を含め、万全になっているか。内閣の見解をお示し願いたい。

三 万一の事態を考え、ミサイルに対する迎撃の精度を上げるための不断努力が必要だと考える。THAAD（戦域高高度地域防衛）、イージス・アショア等の導入検討はじめ、精度向上に向けてどのような手立てを検討しているか、またそれぞれの所要額もお示し願いたい。

内閣衆質一九〇第二九号

平成二十八年一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員長妻昭君提出ミサイル防衛に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出ミサイル防衛に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、北朝鮮が極めて閉鎖的な体制をとっていることもあり、断定的なことは申し上げられないが、政府としては、平成二十八年一月六日の核実験を含む一連の北朝鮮の言動等を考えれば、北朝鮮が核兵器の小型化・弾頭化の実現に至っている可能性も排除できないと認識している。

二について

我が国の弾道ミサイル防衛システムは、特定の国又は地域を対象としているものではないが、スタンダード・ミサイルSM-3搭載イージス艦による上層での迎撃と、ペトリオット・ミサイルPAC-3による下層での迎撃を組み合わせた、多目標対処を念頭に置いた多層防衛システムであり、お尋ねの「飽和攻撃」の意味するところが必ずしも明らかではないが、複数の弾道ミサイルが我が国に向け連射された場合であっても、対処することは可能である。

また、弾道ミサイルへの対応に当たっては、情報の共有等、米国と緊密に協力しており、さらに、平成二十七年四月二十七日（現地時間）の日米安全保障協議委員会において了承された日

米防衛協力のための指針においても、平時から緊急事態まで「切れ目のない」形で協力することとしているなど、日米協力の強化と我が国の弾道ミサイル防衛システムとがあいまって、ミサイルの脅威への抑止力及び対処力を高めているところである。

三について

お尋ねの「精度向上」及び「それぞれの所要額」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、「平成二十六年以降に係る防衛計画の大綱」(平成二十五年十二月十七日閣議決定)に基づき、我が国の弾道ミサイル対処能力の総合的な向上を図っていく考えである。

平成二十八年一月八日提出
質問 第三〇号

介護離職ゼロと介護職離職に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

介護離職ゼロと介護職離職に関する質問主意書

一 内閣は、親等の介護で仕事を辞める、いわゆる介護離職をゼロにすることを目標に掲げている。一方で、介護の職にある人の、いわゆる介護職離職は増加している。現在の年間介護離職者数と介護職離職者数をお示し願いたい。
二 介護離職ゼロを目指すためには、介護職離職

ゼロを目指すなければならない。介護職離職に歯止めをかけるためにどのような政策が必要と考えるか、優先順位の高い順に五つお示し願いたい。その際、それぞれの所要額もお示し願いたい。

三 また、昨年四月の介護報酬大幅引下げは、介護離職ゼロの政策に逆行しているとお考えか否か、内閣の見解を問う。
右質問する。

内閣衆質一九〇第三〇号
平成二十八年一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員長妻昭君提出介護離職ゼロと介護職離職に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出介護離職ゼロと介護職離職に関する質問に対する答弁書

一について

「平成二十四年就業構造基本調査」によると、平成二十三年十月一日からの一年間で介護・看護を理由とした転職就業者及び離職非就業者は、約十万人一人となつてゐる。また、介護労働者の離職者数については、政府としては、統計調査を行っていないが、公益財団法人介護労働安定センターが実施した「平成二十六年度事

業所における介護労働実態調査」によると、平成二十五年十月一日からの一年間の介護労働者の離職率は十六・五パーセントとなつてゐる。

二について

御指摘の「介護離職ゼロ」の実現に向けて、必要な介護サービスの供給を確保する観点から、御指摘の介護職の離職防止を含め、介護人材の育成、確保及び待遇改善、介護事業の生産性向上等に総合的に取り組む必要があると考えており、お尋ねのように各施策について優先順位の高い順にお示しすることは困難である。

三について

平成二十七年介護報酬改定は、事業者の経営の状況等を踏まえつつ、中重度の要介護者や認知症高齢者への支援、介護人材の確保等の課題にも対応するものである。一方、「介護離職ゼロ」の実現については、希望どおりの介護サービスを利用できない状況や、意思に反して介護のために離職せざるを得ない状況を改善するために、ニーズに応じた介護サービスの供給確保、介護サービスを必要とする人の目線に立った支援の推進等を図ることが必要であり、その一環として、介護人材の育成、確保及び待遇改善、介護事業の生産性向上等に取り組むこととしている。このため、政府としては、当該改定が「介護離職ゼロ」に逆行するものとは考えていない。

平成二十八年一月八日提出
質問 第三一号

安全保障法制の国民への説明に関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

安全保障法制の国民への説明に関する質問主意書

一月六日の衆議院本会議において、民主・維新・無所属クラブの岡田克也議員が質問した、安全保障法制について国民の皆様の理解を得るために「いつ、どこで国民に対する説明を行ったのか」という問いに対して、安倍総理は「私自身そして関係閣僚もさまざまな機会を捉えて国民の皆様への説明に努めています」という抽象的な答弁で済ませています。
いつ、どこで、どのような方々を対象として、閣僚の誰が何回に渡って説明を行ったのか、具体的に答えください。
右質問する。

内閣衆質一九〇第三二号

平成二十八年一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出安全保障法制の国民への説明に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出安全保障法制の
国民への説明に関する質問に対する答弁書

お尋ねの説明について、網羅的にお答えすることは困難であるが、例えば、安倍内閣総理大臣は、平成二十七年九月二十五日に、内閣総理大臣官邸において、マスコミを通じてその内容が広く国民の皆様に向けて伝えられた記者会見において、また、中谷国務大臣は、同年十月九日に、日本プレスセンタービルにおいて、一般の方を対象として開催された第九回安全保障シンポジウム「安保法制審議の検証と今後の課題」において、平和安全法制（我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十六号）及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号）をいう。以下同じ。）について説明を行うなど、関係閣僚が、記者会見、テレビ出演、マスコミの取材等の様々な機会を捉えて説明に努めている。また、首相官邸等のホームページを通じて、広く国民の皆様を対象として、平和安全法制の必要性、趣旨、目的及び具体的内容について、説明を行っている。

平成二十八年一月八日提出
質問 第三二二号

TPP参加に関心を示す国、地域に関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

TPP参加に関心を示す国、地域に関する質問主意書

一月六日の衆議院本会議の答弁で甘利明大臣は、TPPに関して、「今後、アジア太平洋地域に参加国が広がっていくことが想定されておりまして、既にウエーティングサークルには、参加に関心を示す国、地域が列をなしています」と答弁していますが、具体的に、いくつの国と地域が参加に関心を示しているのか、明確な数、並びに、具体的な国・地域名を明らかにしてください。右質問する。

内閣衆質一九〇第三二二号

平成二十八年一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出TPP参加に関心を示す国、地域に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出TPP参加に関心を示す国、地域に関する質問に対する答弁書

政府としては、環太平洋パートナーシップ（以下「TPP」という。）協定への参加に関心を示す国・地域を網羅的に把握する立場にないが、少なくともインドネシア共和国、タイ王国、大韓民国、フィリピン共和国及び台湾がTPP協定への参加に関心を示しているものと承知している。

平成二十八年一月八日提出
質問 第三二三号

集団的自衛権行使容認の憲法解釈変更等に係る経緯に関する質問主意書

提出者 岡田 克也

集団的自衛権行使容認の憲法解釈変更等に係る経緯に関する質問主意書

平成二十六年七月一日、政府は、集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を閣議決定し、翌二十七年五月十四日には、同閣議決定を踏まえた安全保障関連二法案を閣議決定、国会に提出した。これらの閣議決定及び法律案は、我が国の憲法及び安全保障政策の根幹を変える極めて重大なものであるにもかかわらず、政府部内における議論の内容や意思決定に至る過程は全く明らかにされていない。そこで、以下質問する。

一「国の存立を全うし、国民を守るための切れ

目のない安全保障法制の整備について」（平成二十六年七月一日閣議決定）の作成に関し、特に憲法第九条の解釈を変更して集団的自衛権の行使を容認することについて、内閣法制局においてどういった議論があり、どのような過程で決裁・決定がなされたのか。また、国家安全保障局をはじめとする関係行政機関といかなる協議・調整があったのか。具体的に明らかにされたい。あわせて、かかる議論の内容や経緯を記録した文書が存在するか否かについても明らかにされたい。

二「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案」（平成二十七年五月十四日閣議決定）の立法及び審査に関し、特に平成二十六年七月一日閣議決定に基づく存立危機事態の定義や要件について、内閣法制局においてどういった議論があり、どのような過程で決裁・決定がなされたのか。また、国家安全保障局をはじめとする関係行政機関といかなる協議・調整があったのか。具体的に明らかにされたい。あわせて、かかる議論の内容や経緯を記録した文書が存在するか否かについても明らかにされたい。

三「一及び二に係る文書が存在しない」とすれば、閣議決定や法令制定の経緯について検証可能な形で文書を作成することを義務付けた公文書管理法に明確に違反すると思われるが、政府の見解如何。右質問する。

内閣衆質一九〇第三三号

平成二十八年一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員岡田克也君提出集团的自衛権行使容認の憲法解釈変更等に係る経緯に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員岡田克也君提出集团的自衛権行使容認の憲法解釈変更等に係る経緯に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の閣議決定に関して内閣法制局が行った業務は、①平成二十五年二月に安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会（以下「安保法制懇」という。）が再開されて以後、内閣法制次長がオブザーバーとして出席したほか、適宜内閣官房から議論の状況等について説明を受け、②平成二十六年五月二十日に安全保障法制整備に関する与党協議会（以下「与党協議会」という。）の議論が開始された後は、内閣官房から政府が与党協議会に提出する資料について事前又は事後に送付を受け、必要に応じて説明を受けるとともに、担当者間で意見交換をするなどし、③同年六月三十日、正式に、内閣官房国家安全保障局から当該閣議決定の案文が送付され、意見を求められたことから、これに対し、所要の検討を行った上、同年七月一日、内閣法

制局設置法（昭和二十七年法律第二百五十二号）

の規定に基づき、口頭で、意見はない旨の回答をしたというものである。内閣法制局は、これらの業務に関する文書として、安保法制懇に関する資料（平成二十六年五月十五日の安倍内閣総理大臣記者会見に関する資料を含む）、当該閣議決定の案文のたたき台や概要を含む与党協議会に関する資料（自由民主党総務会及び公明党政務調査会全体会議に関する資料を含む。）及び内閣法制局が内閣官房国家安全保障局から正式に送付を受けた当該閣議決定の案文について意見はない旨の回答をするに当たって決裁を行った際のいわゆる原議を保有している。

二について

内閣法制局においては、御指摘の我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（以下「改正法案」という。）について、一について述べた閣議決定で示された基本方針に基づき、内閣官房国家安全保障局等において立案された条文案について、平成二十七年一月以降、担当者間で説明を聴取しつつ審査を行い、内閣官房国家安全保障局等により必要な修正が加えられたその成案について、内閣法制局設置法の規定に基づき、同年五月十四日、閣議決定の上国会に提出されてよいと認める旨の意見を付して内閣に上申したものである。内閣法制局においては、この業務に関する文書として、改正法案について

内閣に上申するに当たって決裁を行った際のいわゆる原議のほか、審査経過ことの条文案、説明資料等を保有している。

三について

一について及び二について述べたとおり、内閣法制局においては、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）の規定に基づき、適正に文書を管理している。

平成二十八年一月八日提出

質問 第三四号

介護職員の人材確保に関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

介護職員の人材確保に関する質問主意書

一月六日の代表質問での答弁で安倍総理は、介護人材の確保について、「介護報酬により処遇改善を実施し、介護職員の離職防止と就業促進を進めてまいりました。」と答えています。

しかしながら、介護職の不足は深刻なままで介護事業者に改善された実感はほとんどありません。

そこで、伺います。

処遇改善の結果、介護職員の離職が止まり、就業が促進されていることを具体的にお示しく下さい。

右質問する。

内閣衆質一九〇第三四号

平成二十八年一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出介護職員の人材確保に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出介護職員の人材確保に関する質問に対する答弁書

確定に関する質問に対する答弁書

平成二十七年介護報酬改定において、介護職員の賃金を一人当たり月額一万二千円相当引き上げるため、介護職員の処遇改善加算を拡充したところであり、処遇改善加算が介護職員等の処遇改善に確実に結びつくよう、事業者に対して、介護職員等の賃金の改善に要する費用の見込額が処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、都道府県知事等に届け出るとともに、事業年度ごとに処遇改善に関する実績を都道府県知事等に報告することを求めているところである。介護給付費等実態調査によると、平成二十七年八月サービス提供分において、約七割の事業所が当該改定において拡充した処遇改善加算を算定し処遇改善を行っているところであり、政府としては、介護職員の離職防止と就業促進につながっているものと考えている。

平成二十八年一月八日提出
質 問 第 三 五 号

半数が貧困状態にある、ひとり親世帯への児童扶養手当の拡充に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

半数が貧困状態にある、ひとり親世帯への児童扶養手当の拡充に関する質問主意書
ひとり親世帯の相対的貧困率はOECD諸国で最悪の五十パーセント超である。半分の世帯が貧困状態(生活保護世帯並み以下の収入)となっている。ひとり親世帯への児童扶養手当の拡充が求められている。
そこでお尋ねする。

1 ひとり親世帯の相対的貧困率のOECD平均は約三十パーセントである。仮に、児童扶養手当の増額だけで、日本のひとり親世帯の相対的貧困率をOECD平均まで引き下げようとすれば、児童扶養手当の、いくらの増額が必要か。

2 政府は、二人目以降を増額するとしているが、その増額レベルでは相対的貧困率の改善にはほとんど寄与しない。さらなる増額を検討する予定はあるか。

3 二人目以降の加算額の所得連動措置は、一部支給の所得制限額上限額をいくらに設定するおつもりか。支給額が従来と変わらない人は、何人、全体の何パーセント、い

らつしやるか、お答え願いたい。

4 そもそも、なぜ所得連動型なのか。支給額がわかりづらく、自治体も支給決定に時間がかかる。そもそも加算額が低いという認識に立てば、所得連動にする必要があるのか。

5 二人目以降の増額に伴って、大臣折衝で不正受給の監視という議論があつた。これは、現時点でも膨大な申請書類であるが、新たな申請書類を増やすことにつながるのか、お答え願いたい。

6 児童扶養手当申請書に、養育費についての項目を入れるということだが、これは事実か。養育費請求をしなければ、児童扶養手当を支給しないということになるのか、お答え願いたい。仮に、そうであれば、DV被害者、夫の失踪など養育費請求をしたくてもできない人は受給できないということになる。内閣の見解を問う。

7 児童扶養手当の資格停止(一部停止と全部停止)の類型の詳細内容と、それぞれの人数と児童扶養手当申請者に占める割合をお示し願いたい。

8 五年間受給後の一部支給停止適用除外措置の適用割合について、適用除外していない受給者の生活困窮状況についての調査は行っているか、実施しているのであれば、その評価をお尋ねする。

二 現在十八歳までとなっている児童扶養手当の支給上限を、大学進学も視野に、二十歳までに引き上げる必要があると考える。内閣も同じ考えか。そのような検討をする予定はあるか。また、仮に二十歳まで引き上げた場合の所要額はいくらか。

三 また現在、四か月おきの児童扶養手当の支給を、家庭の困窮度を勘案すれば、毎月支給に変える必要があると考える。内閣も同じ考えか。そのような検討をする予定はあるか。その場合の事務経費の増額はいくぐらいになるのか。お示し願いたい。

また、児童扶養手当の年間支給回数に関して、同じような低所得、あるいはひとり親家庭への給付の政策に関して、諸外国の支給回数を知る限りご提示いただきたい。

四 児童扶養手当には世帯の年収要件がある。これが厳しすぎて働く意欲を減退させるとの指摘もある。年収要件を緩和すべきと考えるが、内閣は検討をする予定はあるか。お示し願いたい。

内閣衆質一九〇第三五号
平成二十八年一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員長妻昭君提出半数が貧困状態にある、ひとり親世帯への児童扶養手当の拡充に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員長妻昭君提出半数が貧困状態にある、ひとり親世帯への児童扶養手当の拡充に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねについては、その計算の前提が必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

一の2について

児童扶養手当(以下「手当」という。)については、第二子及び第三子以降の児童に係る加算額(以下単に「加算額」という。)を平成二十八年八月から増額することを予定しており、御指摘のような「さらなる増額」を検討することは考えていない。

一の3及び4について

手当は、離婚等による稼働能力の低下を補い、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することを目的とするものであり、特に経済的に厳しいひとり親家庭を重点的に支援することが適当であることから、第一子に係る基本額について、所得に応じた減額させる仕組みとしている。また、平成二十八年八月からは、加算額についても同様の仕組みとすることを予定しており、その減額の方法については、基本額

の通減の方法と同様のものとすることを考えている。なお、お尋ねの「支給額が従来と変わらない人」の人数及びその全体に占める割合については、手当の支給を受けている受給資格者の所得等の全てを把握しているわけではないことから、網羅的にお答えすることは困難である。

一の5について

不正受給対策の強化の具体的な方法については、現在検討を進めているところであり、お尋ねについてお答えすることは困難である。

一の6について

児童扶養手当法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五十一号)第一条に規定する児童扶養手当認定請求書の見直しについては、現在検討を進めているところであり、お尋ねについてお答えすることは困難である。

一の7について

お尋ねの「資格停止(一部停止と全部停止)の類型の詳細内容」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

一の8について

お尋ねのような調査は行っていない。

二について

政府としては、学ぶ意欲のある学生等が経済的理由により修学を断念することがないよう、母子父子寡婦福祉資金貸付制度の充実等を通じて、学生等の経済的支援に努めているところで

あり、現時点では、手当の対象となる児童の年齢を引き上げることは考えていない。また、お尋ねの「所要額」については、その計算の前提が必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

三について

御指摘の手当を毎月支給することについては、地方公共団体において円滑な支給事務を実施するための体制の確保等が難しいことから、困難であると考えている。

また、お尋ねの「諸外国の支給回数」については把握していない。

四について

御指摘のような年収要件の緩和を検討することは考えていない。

公職選挙法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成二十八年一月二十日

提出者

政治倫理の確立及び
公職選挙法改正に関
する特別委員長 山本 公一

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第九条に次の二項を加える。

6 日本国民たる年齢満十八年の者で現に住所を有する市町村を包括する都道府県の区域内の他の市町村の区域内に引き続き三箇月以上住所を有し、かつ、当該他の市町村の区域内から引き続き現に住所を有する市町村の区域内に住所を移したもののうち、当該市町村の区域内に引き続き住所を有する期間が三箇月に満たないもの(第四項の規定により当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を引き続き有する者を除く。)は、当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有するものとみなす。

7 第三項の規定は前項の市町村について、第五項の規定は前項の三箇月の期間について準用する。

第二十一条第一項中「除く」の下に「次項において同じ」を加え、「次項」を「第三項」に改め、「この項」の下に「及び次項」を、「した日」の下に「次項において同じ」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 選挙人名簿の登録は、前項の規定によるほか、当該市町村の区域内から住所を移した年齢満十八年以上の日本国民のうち、その者に係る登録市町村等の住民票が作成された日から引き続き三箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に登録されていた者であつて、登録市町村等の区

域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過しないものについて行う。

第二十七条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 市町村の選挙管理委員会は、第二十一条第二項に規定する者を選挙人名簿に登録する場合には、同時に、選挙人名簿に同項の規定に該当する者である旨の表示をしなければならない。

第二十八条第二号中「前条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公職選挙法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十三号)の施行の日から施行する。

(適用区分)

第二条 この法律の規定による改正後の公職選挙法(次項において「新法」という。)第九条の規定は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日(以下この項において「公示日」という。)以後にその期日を告示される都道府県の議会の議員又は長の選挙について適用し、公示日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

2 新法第二十一条及び第二十七条第二項の規定

は、新法第二十二條の規定による選挙人名簿の登録で当該登録に係る基準日(選挙人名簿に登録される資格の決定の基準となる日をいう。以下この項において同じ。)が施行日後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙又は施行日後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙のうちその期日の公示の日が早いものを行う場合の同条第二項の規定による選挙人名簿の登録(以下この項において「今回の国政選挙に係る登録」という。)に係る基準日以後であるものについて適用し、同条の規定による選挙人名簿の登録で当該登録に係る基準日が今回の国政選挙に係る登録に係る基準日前であるものについては、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第七十四条第五項中「行なわれたを」[行われた]に改め、「登録されている者」の下に「(同法第二十七条第二項の規定により選挙人名簿に同項の表示がされている者(都道府県に係る請求にあつては、当該市町村の区域内から引き続き同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移し、かつ、当該他の市町村の区域内に住所を有しているものを除く。))を除く。」を加え、「これを」を削る。

(住民基本台帳法の一部改正)

第四条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「者」の下に「又は公職選挙法第二十一条第二項に規定する住民基本台帳に登録されていた者」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)

第五条 市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「登録されている者」の下に「(同法第二十七条第二項の規定により選挙人名簿に同項の表示がされている者を除く。)」を加える。

理 由

国政選挙の選挙権を有しているにもかかわらず選挙人名簿に登録されないために国政選挙の投票をすることができない者が、投票をすることができるようになるために、選挙人名簿の登録制度を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、選挙人名簿関連システムの改修等に係る費用として約十八億円の見込みである。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 二番五号 独立行政法人国立印刷局	東京都港区虎ノ門二丁目
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
(本体)	本号一部
一〇円	二八円